

答申第 883 号

諮問第 1565 号

件名：教職員の非違行為について等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 10 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 11 月 6 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は、行政文書不開示決定通知書に記載されている。

(イ) 開示されない文書名として、

- ・教職員の非違行為について（報告）平成 28 年 10 月 11 日付
- ・審査表（平成 28 年 11 月 1 日付）
- ・教職員の人事について（平成 28 年 11 月 1 日起案）

が、行政文書不開示決定通知書の別紙に記載してある。

(ウ) 同じ日、別件で一部開示された文書は、「非違行為に関する速報」「非違行為（ストーカー行為）報告書の提出について」「非違行為報告書」「教職員の非違行為に対する校長意見書」「審査表」「教員の処分について（通知）」「同（進達）」「同（協議）」「意見書」「文書訓告」「教員の処分について（報告）」がある。

(エ) 「意見書」はその内容は全面的に黒塗りであるが、項目は明らかにされている。

一部開示された、文書と、表題、項目がまったく同じであるかどうかは不明であるが、全面的に不開示に（少なくとも表題すらも不開示にする）理由はない。

- (オ) 仮に処分庁が、開示しないとする理由が妥当としても、表題等を不開示にする理由は見当たらない。しかしながら、全面的に開示されていないので、反論ができない。処分庁の、具体的に開示しないとする、反論を確認したうえでしか反論ができない。処分庁の具体的な説明、反論を確認したうえで、請求者は反論をする。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 最初に、非違行為報告書等に、生年月日が記載してあるが、公開原則であるが、開示するしないにかかわらず、記載している理由が理解できない。

- (イ) わいせつ行為に関して、一部でも開示すれば、ということであるが、そうであるなら、(他の公開されている) 一部公開のわいせつ行為に関して、処分庁の主張等に、矛盾を感じる。

他の事案の文書で、一部でも開示するなら、被害者が識別できるということの可能性が大きいということで、権利利益を害することになるということになるということである。

- (ウ) 付け加えておくが、一部開示の、わいせつ事案について、開示されている文書において、わいせつ行為を、具体的に記載してあることに、疑問を感じる。

記載内容を、被害者、保護者が見た時に、心痛めるものがあると思う。

職員の不祥事は、被害者に問題があったから起きたことでなく、被処分者に問題があったから、起きたという視点が非違行為報告者に欠けている。これでは、報告書とはいいいがたい。また問題解決のための報告書にもなりえない。不祥事に関する報告書の記載については処分庁の検討を期待したい。

- (エ) 弁明書において再三「被害者が識別されるおそれが」という表現をしているが、おそれということは、処分庁の、思い付きともいえる主張であり、具体的に説明する義務、どのようなことで、どのようなマイナスになるのか、などの、処分庁の説明が必要である。説明なきものは、不開示等の説明にはならない。

- (オ) 弁明書で「10 カ月以上…」とあるが、この主張については、何を主張したいのか、理解に苦しむ。理由不明の非開示理由は違法である。

- (カ) 弁明書で「公務員の立場を離れた個人として…」とあるが、公務員の違法行為は、速やかに対応、(明らかに) されなければ、ならないという視点の(最近出た) 裁判の判決があった。公務員の違法行為に関する判決報道で、市教委が、児童への安全配慮義務を果たしていなかったとする内容の判決の裁判があった。

(キ) 本件に関する事案は、被害対象者が児童であり、被処分者は、公務員であり、公務員の「立場を離れた」という説明は、無理がある。公務員特に学校、教員の事案は、隠されることが、次の不祥事を引き起こすこと、大ということである。

これは豊橋市の教員の児童に対する暴力事件でも明らかである。

犠牲、被害になっているのは真に、児童であることを認識したら、生命健康等に密接にかかわることであり、条例に該当するというような安易な言い訳弁明が許されないということである。

(ク) もし、処分庁が、(あるかもしれないというような) 主張するようなことがあったとしても、全面的な不開示はあり得ない。できない。開示できる部分、条件、範囲があるはずである。公文書は原則開示することが基本・原則であるからである。全面的な不開示はおかしいし、不当、違法である。

(ケ) 弁明書には、「おそれがある」、ということを不開示の理由にしている。再度強調するが、「推測」、もしくは「なんとなく思う」ということは開示しない理由にはならない。してはならない。行政は、気分や思いつきで、業務をなしたら、行政の一貫性、公正公平に欠けるからである。

(コ) 弁明書で、処分庁は「有意性はない」と述べている。断定している。審査請求人は、原本の写しなど、表題等を見ていないので一方的に、云われても、具体的な反論等ができない。

それ以前に、なぜ「有意性がない」という判断を審査請求人に代わってできるのかということである。有意性があるかないか、どのような有意性が、あるのかは、表題を含めた、文書を見なければ反論説明ができないということをまず申し述べておく。

仮に全面黒塗りに近い文書でも、開示されてきていることをどのように認識しているのか、処分庁の考えを聞きたい。もしかしたら認識していないから、このようなことを主張しているのかもしれないが、無責任である。

少し、一般的日常会話を使うと、審査請求人が、全面的に近い不開示文書を見てもいないのに、有意性がない、とわかるのかということ^いを云いたい。

もしこの横暴な考えを、容認したら、見ても有意性がないと判断したから、不開示にしたという主張もまかり通りそうである。

別件で、全面黒塗り文書の一部が、表題部分が開示された経過もあると聞く。本件において、弁明書に「表題等を記載しており」とあるから、処分庁は、当然開示される部分はあるということであり、開示すべきであることは明らかである。

本件で、処分庁の対応、判断は、厳密かつ正確さに欠ける部分があり、被害者の人権に配慮することは認めるとしても、今回の処分は取り消されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、今回開示請求をしている私の趣旨としては、知る権利、さらにその知った内容についての意見表明をしていきたいということで、開示請求をしている。

知るということは、文書の全部を見て、私自身のこれまでの経験等に基づいて、その事案の内容について、判断をしたいと思っている。想定、推定などのない文書から、私自身の経験に基づいた判断をしていきたいと思っているので、文書内容に欠落があったり、黒塗りであったりということも含めて、曖昧な点が私の判断を誤らせることになるので、開示請求においては全面公開をこれまでも求めてきたし、今回の事案についても、事実を厳密に把握したいと思って、全面開示を求めているものである。

それでは、私がなぜ今回の事案を請求したかについては、県の職員及び教育委員会関係の職員の公務員の不祥事について知りたいと思っている。なぜ、こう何度も不祥事が起きるのか。不祥事が起きるということは、加害職員と一般市民も含めて被害者がいる場合がある。加害職員だけでなく、加害者には家族等もある。なぜ、このような問題が起きているのかということ把握して、その原因・背景を理解したいと思っている。そのために、事案の内容については、黒塗り等されると非常に困るということに至る。それから今回の事案は、請求しなければ、事案が多分起きただろうということは分かるが、何がなんだか分からない事案だったので、このように請求の理由等について述べるようになった。

今回の事案はあえて請求した。あえて請求したというのは、請求をしなければ、この問題自体が起きたのか起きていないのか、いろいろ不祥事に関心を持っている者にとっては分からなかったわけであるので、分からないような状態にしてある現在の体制・制度にも、若干問題があるのではないだろうかと思っている。行政、教育委員会としては、そのような不明確な対応をしているところは、基本としては条例が基になっていると思っているが、市民がなかなか知ることのできない、起きたか起きていないかも分からないような状態に持っていくということは、条例自体にも問題があるのではないか、知る権利、意見陳述等の表現の自由について、きちんと対応するという姿勢が処分庁の側にあれば、条例に基づくだけでなく、憲法に基づくという対応もあったのではないかと考えているので、再考をお願いしたい。

それから、基本的人権においては、国民の不断の努力によって、この憲法を確立していくというのか、有意義なものにしていくという条文が確かあった。不断の努力ということは、やはり絶えず見直していくということではないかと思っている。行政として知られたくないとか、個人が知られたくないという説明で不開示にする場合もあるが、明確な不開示の理由等を再度説明してもらいたい。

それから今回の件は、当事者が知られたくないということが不開示の理由のように受け取っている。しかし、不祥事に関しては、ほぼその職員の周り、それから被害者がいたらその被害者の周りは、大体あの人はこういうことがあったのではないか、一番知られたくない人にその事案が知られているということは、事件が起きたときは、余程のことがない限りは当然ではないかと思っている。

開示請求者が知るということは、当事者からすれば、知られても知られなくても、一向に影響のない対象者ではないかと思っている。そのような対象者に対して、知られたくないからあなたには見せないということについては、若干意味不明の対応ではないか、あえて当事者が知られたくないということで、不開示の理由付けにしているので、その辺には無理があるのではないか、不開示にする理由にはならないのではないかなというようにも思っている。

それから、今回も含めて、公務員の不祥事について、私は請求をしてきている。私自身は、公務員の行為は原則ではなく、全て公開というふうに明確にした方がよいのではないかと、曖昧な形の説明と無理な説明で、不開示のことを答えなければいけないということに、実態はなっているのではないかと思っている。

今回、どういう事態で事件が起きたのかというのが分からないが、公務員の不祥事は何らかの形で公開されるべきである。何らかの形と言ったのは、全面非公開は無理があるのではないかと、不当ではないかということをし添えておく。

再度申し上げるが、公務員は職務上に関することは公開せよというふうに基本形になっており、時々職場外のことで問題を起こして処分ということもあり得るわけだが、職場外も含めて公務員というのは、絶えず公務員であることには変わりはなく、それが職場外であろうとなかろうと、非違行為は公務員としてはあってはならないという立場からすれば、公務員の非違行為、処分されるようなことについては、公開されるべきであるというふうに考えられるので、今回よく分からない内容であるが、全面非公開は不当、違法ではないかというふうに申し添えたい。

行政が開示内容について、いつものごとく、本人の不利益になるとか曖昧な形の言い方で、非公開にしたり一部不開示にしたりということは、

もうそろそろ今後どうしていくかということ、行政自身の不断の努力をやっていないのではないかということを思っている。そういう努力をしないと、私のような請求者の不利益になるので、どういものが不利益になっているかということを厳密に精査して、新しい判断をそろそろしてほしいと思っている。

それから、これは想定であるが、職員が処分されるときに、学校わいせつ問題というのが時々出てくるが、それについても被害者が生徒の場合も、相手が高校生であったら高校生はどういう場合が職員にとって違法かというようなことは、そろそろ学校で習っているのではないか。そうであるならば、相手が 18 歳未満というだけで不開示にするというような時代も、そろそろ卒業してほしいということを付け加えて、今回の件がそれに該当するならば、判断を再度し直してほしいと思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、教え子へのわいせつ行為を行った愛知県立高等学校教諭（以下「A 教員」という。）に対し教育委員会が行った懲戒免職処分に関する次の別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）から文書 3 までの文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 文書 1「教職員の非違行為について（報告）（平成 28 年 10 月 11 日付け）」

当該文書は、発生した非違行為について、A 教員の所属の校長が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会に提出したものである。

当該文書は、^{かがみ}鑑文、非違行為報告書、校長の意見書及び A 教員の申立書で構成され、非違行為報告書には、作成者の職名、氏名及び印影、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、校長の意見書には、校長の氏名、意見等が、A 教員の申立書には、A 教員の氏名、申立て等が記載されている。

イ 文書 2「審査表（平成 28 年 11 月 1 日付け）」

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者の所属名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審

査結果（所見）等が記載されている。

ウ 文書 3「教職員の人事について（平成 28 年 11 月 1 日起案）」

当該文書は、教育委員会の職員が、A 教員の処分内容を決定するために起案したものである。

当該文書は起案文及び案の 1 から案の 4 までで構成され、起案文には、起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が記載されている。案の 1 には、A 教員の氏名、通知内容等が、案の 2 には、標題、A 教員の所属及び氏名、処分内容等が、案の 3 には、標題、通知内容等が、案の 4 には、処分名、処分内容等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書は、教え子へのおいせつ行為に関する文書であり、仮に一部でも開示すれば、被害者が識別されるおそれがあり、また、識別できない場合であっても、被害者にとっては極めてプライバシー性の高い内容であることから、被害者の権利利益を害するおそれがある。よって、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 教育委員会の「懲戒処分の公表基準」において、懲戒処分を行った場合は原則として処分理由などその概要を公表するとしているが、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、一部又は全部を公表しないことができるとしている。本件懲戒免職処分は、被害者側が事件の公表を望まず、被害者の権利利益を侵害するおそれがあるため、公表しないこととした事案である。本件懲戒免職処分があったこと自体の新聞報道はあったものの、当該事案の概要は公表しておらず、新聞報道から開示請求の時点までに 10 カ月以上、決定の時点までに 11 カ月以上経っており、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、被処分者は公務員であるが、懲戒処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。さらに、本件行政文書に記載されている情報は、公務員ではない被害者の個人に関する情報でもあることから、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件行政文書に記載された情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし

書二にも該当しない。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、懲戒処分を行ったが公表していない事案に関する文書であり、被害者側が事件の公表を望まず、また、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして全体として非公表としたものである。したがって、仮に一部でも開示すれば、非公表である事案の概要が公にされることで、被害者等との信頼関係が崩れることとなり、今後、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがある。その結果、教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えたりするおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件不開示決定と同日に行われた別件一部開示決定で開示された行政文書と比較し、全面的に不開示にする理由はないと主張している。本件は、教え子へのわいせつ行為で被害者が事件の公表を望まなかった事案であり、別件一部開示決定の事案とは事案の性質が異なるものであり、前記(2)及び(3)において述べたとおりの不開示情報該当性から、本件行政文書の全てを不開示としたものである。

さらに、審査請求人は、審査請求書において、「開示しないとする理由が妥当としても、表題等を不開示にする理由は見当たらない。」と主張している。

本件行政文書は、その全部を不開示としているが、当該通知書には行政文書の表題等を記載しており、これと同一の情報を開示する有意性はない。また、文書 1 又は文書 3 を構成する内訳の表題についても、そのみを開示することに有意性があるものではない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの

ないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、教育委員会が懲戒免職処分を行った A 教員の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した 3 件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、教え子へのわいせつ行為の内容、被害者の状況等が詳細に記載されており、本件行政文書はいずれも全体が個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

(ア) 実施機関から提出された「懲戒処分の公表基準」には、実施機関は懲戒処分を行った場合はその概要を公表するとしているが、公表の例外として、被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができると記載されている。当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件は、教え子へのわいせつ行為の被害者が一切公表しないでほしいとの意向

を示していることもあり、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして、非公表とした事案であるとのことである。当審査会において本件行政文書を見分したところ、被害者の主張として事件の公表を望まない旨が記載されていることが認められた。

よって、本件行政文書に係る事案については、懲戒処分を行ったが、実施機関が定めた公表についての基準にのっとり公表しないとされたものであると認められるため、本件行政文書が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

- (イ) また、A 教員は公務員であるが、処分を受けたことは、A 教員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号ただし書ハには該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

- (4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、被害者が公表を望まず、被害者の権利利益を侵害するおそれがあるため、公表しないこととされた事案に係るものであって、公にすることになれば、被害者との信頼関係を損なう可能性がある。また、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがある。その結果、実施機関における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えたりする可能性があり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、別件一部開示決定で開示されたストーカー行為による

処分に関する文書の事案を挙げるなどし、全面的に不開示にする理由はない旨及び表題等を不開示にする理由は見当たらない旨主張しているが、本件行政文書は、教え子へのわいせつ行為の被害者が一切公表しないでほしいとの意向を示している事案に係るものであり、部分開示をする理由はない。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)並びにアにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 教職員の非違行為について（報告）（平成 28 年 10 月 11 日付け）

文書 2 審査表（平成 28 年 11 月 1 日付け）

文書 3 教職員の人事について（平成 28 年 11 月 1 日起案）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 6. 20	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 7. 20	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 9. 10 (第 556 回 審査会)	審議
30. 10. 11 (第 558 回 審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 11. 30 (第 562 回 審査会)	審議
30. 12. 25	答申